

# 亀山市景観形成基準チェックシート

記入例

「事前相談」及び「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は亀山市景観規則）として、本チェックシートを提出してください。（該当する行為の種類ごとに、良好な景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。）

届出者の氏名	〇〇 〇〇〇
行為の場所	亀山市 〇〇町字〇〇 〇〇番地

(1) 行為の場所について、該当するものに■チェックをして必要な部分を記入して下さい。

景観計画区域の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般地区		
	<input type="checkbox"/> 市街地地域 <input type="checkbox"/> 田園・集落地域 <input checked="" type="checkbox"/> 山地・丘陵部地域		
	<input type="checkbox"/> 景観形成推進地区		
	<input type="checkbox"/> 亀山城下町景観形成推進地区 <input type="checkbox"/> 関宿周辺景観形成推進地区 <input type="checkbox"/> 坂本棚田景観形成推進地区		
<input type="checkbox"/> 景観重点地区			
<input type="checkbox"/> 百六里庭－関宿眺望景観重点地区			
周辺や背景にみられる景観 ※該当するもの全てにチェック	<b>要素</b>	<b>具体的な資源名等を記入</b>	
	自然	<input checked="" type="checkbox"/> 山・緑地	付近の道路より見た眺望の背景は〇〇山脈となる
		<input checked="" type="checkbox"/> 農地	行為地は集落内で、集落周辺には田園が広がる
		<input checked="" type="checkbox"/> 河川	近傍に〇〇川が流れる
	歴史・文化	<input checked="" type="checkbox"/> 街道・歴史的町並み	北側に東海道がある
		<input checked="" type="checkbox"/> 文化財・社寺	約〇〇m離れた場所に市指定文化財〇〇神社がある
		<input checked="" type="checkbox"/> 集落	行為地は集落内で、木造2階建の家屋が多く並ぶ
	市街地等	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅地・住宅団地	約〇〇m離れた場所に〇〇団地がある
<input checked="" type="checkbox"/> 商業地		約〇〇m離れた場所に〇〇商店街がある	
<input checked="" type="checkbox"/> 工業地		約〇〇m離れた場所に〇〇工場がある	
<input checked="" type="checkbox"/> 道路		西側に国道〇〇号、北側に県道〇〇線が走る	
<input checked="" type="checkbox"/> 鉄道・駅		南側に〇〇線の〇〇駅がある	
その他	<input checked="" type="checkbox"/> ( コスモス畑 )	周辺の休耕田で、コスモス栽培の取組が行われている	
行為地付近の主要な視点場 ※該当するもの全てにチェック	<b>要素</b>	<b>具体的な視点場名等を記入</b>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 公園	約〇〇m離れた場所に〇〇公園がある	
	<input checked="" type="checkbox"/> 展望台	約〇〇m離れた場所に〇〇展望台がある	
	<input checked="" type="checkbox"/> 橋	約〇〇m離れた場所に〇〇橋がある	
	<input checked="" type="checkbox"/> 道路	東側約〇〇m離れて国道〇〇号線がある	
<input checked="" type="checkbox"/> その他( 〇〇川堤防 )	北側約〇〇m離れて〇〇川堤防がある		

※主要な視点場の箇所については、[亀山市眺望マップ](#)からご覧になれますのでご活用ください。

(2) 計画の内容において行為地の地域に適用する景観形成基準を確認し、良好な景観の形成のために配慮又は工夫した内容を記入して下さい。

【開発行為・土地の形質の変更】

項目	景観形成基準	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
形態・意匠	○できる限り現況の地形を活かし、長大なり面又は擁壁が生じないようにすること。(解説書 P69 参照)	・擁壁を極力使用せずに、高低差をのり面で処理している。	
緑化	○開発行為を行う場合は、行為地面積の3%以上の緑地を適切に配置し、当該緑地に植樹を行うこと。(解説書 P69 参照)	・緑化の割合は、○.○%となっている。	
	○のり面又は擁壁は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。(解説書 P70 参照)	・技術基準の勾配○○より緩い○○としている。 ・のり面を、周辺によく見られる○○、○○(草本種)により緑化している。	
	○行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に活かすこと。(解説書 P71 参照)	・行為地内にある樹齢○年の古木を残せるような土地利用計画としている。 ・○○の樹木を道路側に移植し、沿道に潤いを持たせている。	

【土石の採取、木竹の伐採】

項目	景観形成基準	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
採取等の方法	○土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくいように、採取又は掘採の位置・方法を工夫すること。(解説書 P72 参照)	・道路から目立ちにくい位置で採取を行う。 ・採取地周辺を塀で囲い、採取によるのり面を見通しにくくしている。	
遮へい	○遮へいする場合は、できる限り植栽・塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。(解説書 P73 参照)	・採取地周辺を塀で囲い、要所に植栽することで周辺の景観との調和を図っている。	
緑化	○採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。(解説書 P74 参照)	・○回に分けて採取し、終了した順に緑化する。 ・採取地に自生していた植物を、一時的に別の場所へ移植し、それらを行為後にもとの場所へ戻す。	

【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積】

項目	景観形成基準	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
集積等の方法	○積み上げに際しては、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。(解説書 P75 参照)	・道路から離れた位置に集積する。 ・集積する位置を建築物の背後とする。	
遮へい	○できる限り道路・公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽・塀等で遮へいすること。(解説書 P76 参照)	・周囲に塀を設けるとともに、塀の前面に○○(樹種)の植栽を設ける。 ・出入り口を最小限とする。	